

社会福祉法人 豊橋市福祉事業会 役員報酬支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊橋市福祉事業会（以下「事業会」という。）の役員報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、「役員」とは、事業会の定款で定めた理事及び監事の職をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員が（事業会の職員である者を除く。）その職務に従事したときは報酬を支給する。

(報酬の額)

第4条 報酬の額は、年額22,000円とする。

(委任)

第5条 この規程の施行について、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、理事会の議決のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。